

学会の会費を本学の経費から支出する場合の取扱いの一部を次のように改正する。

令和元年11月29日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

学会の会費を本学の経費から支出する場合の取扱いの一部改正

学会の会費を本学の経費から支出する場合の取扱い（平成20年6月24日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

学会の会費を本学の経費から支出する場合の取扱いの一部改正について

改正理由：教職員の事務的負担を軽減・簡素化するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (経費) 第5 会費は、次に掲げる経費から支出するものとする。 (1) 当該教員に配分された教育研究経費 (2) 当該教員が受け入れた寄附金（当該寄附金の目的に反しないものに限る。） <u>(3) 当該教員が受け入れた科研費（科研費の研究遂行に必要なものに限る）</u> 〔省略〕	〔省略〕 (経費) 第5 会費は、次に掲げる経費から支出するものとする。 (1) 当該教員に配分された教育研究経費 (2) 当該教員が受け入れた寄附金（当該寄附金の目的に反しないものに限る。） <u>(手続き)</u> 第6 経費により会費を支出しようとする場合は、分野主任（教職大学院にあっては、講座主任、施設・センターにあっては、施設・センターの長）から、第3に該当する学会である旨の確認を得た後、<u>学会の会費の経費からの支出申請書（別紙様式）</u>を学系長（施設・センターにあっては、施設・センターの長）に提出し、承認を得るものとする。 <u>2 支払いは、請求書又は当該教員からの立替払い請求により行うものとする。</u> 〔省略〕 <u>別紙様式</u> 年 月 日 〇〇〇〇長 殿 所 属 職 名 氏 名 印 <u>学会の会費の経費からの支出申請書</u> <u>下記のとおり、経費からの支出を申請しますので承認願います。</u>

	学 会 名	
	会費の区分	<u>年会費</u> <u>入会費</u>
	金 額	<u>円</u>
	財 源	<u>1 教育研究経費（個人研究費）</u>
		<u>2 寄附金（寄附金の名称：_____）</u>
<u>〔学会の確認〕</u>		
<u>上記の学会は、申請者の本学における教育研究に関連があり、申請者の研究分野において認知されているものであることを確認します。</u>		
〇〇主任（施設・センターの長） 氏名 _____ 印		
<u>上記の申請については承認する。</u> 年 月 日 〇〇〇〇 長 印		

附 則
この取扱いは、令和2年4月1日から施行する。